

## 規制の事後評価書

法令の名称：麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

規制の名称：麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定、麻薬向精神薬原料の指定）

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：令和7年1月

## 1 事後評価結果の概要

## &lt;規制の内容&gt;

・以下の①から⑧の物質を麻薬（各物質の塩類を含む。）として、⑨及び⑩の物質を特定麻薬向精神薬原料（各物質の塩類を含む。）として指定するもの。

- ①N—（アダマンタン—1—イル）—1—（5—フルオロペンチル）—1H—インダゾール—3—カルボキサミド
- ②2—（エチルアミノ）—1—（4—メチルフェニル）プロパン—1—オン
- ③3, 4—ジクロロ—N—[2—（ジメチルアミノ）シクロヘキシル]—N—メチルベンズアミド
- ④2—フェニル—2—（ピペリジン—2—イル）酢酸エチルエステル
- ⑤N—（1—フェネチルピペリジン—4—イル）—N—フェニルブタンアミド
- ⑥2—（メチルアミノ）—1—フェニルペンタン—1—オン
- ⑦メチル=2—[1—（シクロヘキシルメチル）—1H—インドール—3—カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート
- ⑧N—メチル—1—（チオフェン—2—イル）プロパン—2—アミン
- ⑨4—アニリノ—1—フェネチルピペリジン
- ⑩1—フェネチルピペリジン—4—オン

## &lt;今後の対応&gt;

■そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

## &lt;課題の解消・予防の概況&gt;

■おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## &lt;遵守費用の概況（新設・拡充のみ）&gt;

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### <行政費用の概況>

■ おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### <規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①公共の福祉の増進	事前評価時	上記10物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定した場合、当該物質が厳しい取締りの対象となることにより、厳正な管理及び流通が確保され、乱用による健康被害、事件発生の防止が今まで以上に図られる。また、化学物質取扱業者等が予想しない健康被害等の発生の可能性を最小限とすることができ、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進が図られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に繋がると考える。
	事後評価時	上記10物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定し当該物質が厳しい取締りの対象となったことにより、厳正な管理及び流通が確保され、乱用による健康被害、事件発生が防止されたと考えられる。また、化学物質取扱業者等が予想しない健康被害等の発生の可能性を最小限とすることができ、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進が図られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に繋がったと考えられる。

### <負担>

#### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①申請及び保管設備等に要する費用	事前評価時	上記8物質（①～⑧）を麻薬に指定した場合、現行より厳重な取り扱いが義務づけられることになる。一般的に新規に麻薬を取り扱おうとする者には、以下の負担が増加するものと考えられる。 ○ 免許、許可等の申請にかかる申請費用、事務負担 ○ 麻薬保管設備の設備費用 ○ 各種届出、報告、記録に係る事務負担 ○ 廃棄方法の遵守 また、2物質（⑨、⑩）を特定麻薬向精神薬原料に指定した場合も、現行より厳重な取り扱いが義務づけられることになる。一般的に新規に特定麻薬向精神薬原料を取り扱おうとする者には、輸出入の際の届出に関する事務等の負担が増加すると考えられる。
	事後評価時	本指定物質のみに関連する申請等について、個別抽出の上で評価することは困難であるが、これら物質に関する医療用途や正規用途が確認されていないことから、大幅な負担の増加はなかったと考えられる。

#### ■ 行政費用

		算出方法と数値
-	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

**3 考察**

- 新たに麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定した 10 物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことには変わりなく、国際的に麻薬又は特定麻薬向精神薬原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。